

議案第17号

損害賠償請求事件に係る和解について

次のとおり損害賠償請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 山口県岩国市 個人

乙 山口県岩国市 個人

2 和解の要旨

- (1) 県は、解決金を和解の相手方に支払わないものとする。
- (2) 県は、和解の相手方に対し、和解の相手方の子が、認可外保育施設において心肺停止状態となり、翌日、搬送先の病院において死亡したことに対し、哀悼の意を表すものとする。
- (3) 県は、和解の相手方に対し、今後も、厚生労働省が定める認可外保育施設指導監督基準及び認可外保育施設指導監督の指針等に照らし、法令に基づく指導監督を適正に行い、認可外保育施設内における死亡事故の防止に取り組むことを約束するものとする。

(4) 和解の相手方は、その余の請求をいずれも放棄するものとする。

(5) 県と和解の相手方は、県と和解の相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものとする。

(6) 訴訟費用は各自の負担とするものとする。

3 事件の概要

平成23年2月9日、認可外保育施設で発生した事故により同月10日、和解の相手方が子が死亡したことは当該施設に対する県の指導監督権限不行使によるものであるとして、和解の相手方が慰謝料等として61,012,960円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解の理由

鳥取地方裁判所から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。